

令和2年度における廃炉等積立金の運用に関する計画

廃炉等積立金管理運用基本方針第5条第1項の規定に基づき、令和2年度における廃炉等積立金の運用に関する計画を次のとおり定める。

1. 廃炉等積立金の運用対象額

令和2年度における廃炉等積立金の運用対象額は、令和元年度廃炉等積立金として積み立てられる額から、直ちに取り戻す必要がある令和2年度の廃炉等の実施に要する費用に充てる資金を除いた額を、前年度末の運用残高に加算した額とする。

2. 運用環境の見通し

国内金利については、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」等により、短期から長期金利の指標である10年物までの国債金利はほぼマイナスで推移してきた。

令和2年度においても、新型コロナウイルスの蔓延による世界的な景気減速懸念の台頭もあって、日本銀行や欧米の中央銀行の金融政策は「緩和」を継続ないし強化する方向にあり、金利を大きく上昇させるスタンスへの変更は当面ないと予想される。

さらに、以下の点にも引き続き留意が必要であり、令和2年度の運用環境は極めて厳しい状況におかれるものと予想される。

- ① 現行の金融機関を取り巻く環境下、資金調達拡大を企図した金融機関からの積極的な入札は見込めないこと
- ② 福島第一原子力発電所の廃炉事業は不確実性を内在しており、運用期間の長期固定化には制約があることを踏まえると、法令上運用対象として許容される債券の運用によりプラス利回りを確保することは相当に難しいと見込まれること

3. 運用計画

以上の見通しを踏まえ、令和2年度の廃炉等積立金の運用に当たっては、廃炉等積立金管理運用基本方針の原則に従い、以下のとおり計画する。

- ・ 元本の安全性確保を最優先する観点から、預金等につき満期までの保有を原則とする。
- ・ 積立て及び取戻しに係る額及び時期等の不確実性に鑑み、流動性確保の観点から、運用期間は原則1年以内とし、運用期間が終了した場合は、本計画に定める運用計画に則り速やかに再運用する。
- ・ 運用方法については、運用環境の見通しを踏まえ、原則大口定期預金又は譲渡性預金による運用とするが、運用対象額が多額であるため、市場動向等を十分見極めた上で機動的に対応する。
- ・ 入札不調等によりこの計画に沿った運用が困難な場合は、普通預金への預け入れにより運用する。

4. 計画の修正

令和2年度中に、積立金額及び取戻し計画に変更が生じたとき並びに金融情勢等の状況に鑑み、この計画に関し見直すことが適当と認められるときは、この計画を修正する。

以上